# 入院一時給付特約Ｄ条項　目次


この特約の概要

第１条　入院一時給付金の支払
第２条　入院一時給付金の支払に関する補則
第３条　入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所
第４条　特約の保険料払込の免除
第５条　特約の締結および責任開始期
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間
第７条　特約の保険料の払込
第８条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第９条　特約の失効
第10条　特約の復活
第11条　告知義務
第12条　告知義務違反による解除
第13条　特約を解除できない場合
第14条　重大事由による解除
第15条　特約の解約
第16条　特約の返還金
第17条　特約の消滅とみなす場合
第18条　債権者等により特約が解約される場合の取扱
第19条　入院一時給付金額の減額
第20条　特約の更新
第21条　特約の契約者配当金
第22条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第23条　管轄裁判所
第24条　主約款の規定の準用
第25条　この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則
第26条　新総合医療特約Ｄとあわせて主契約に付加した場合の特則
第27条　５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
第28条　５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第29条　５年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則
第30条　５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第32条　保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第33条　５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第34条　５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第35条　５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第36条　５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第37条　５年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則
第38条　特別条件を付けた場合の特則
第39条　契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合の特則


# 入院一時給付特約Ｄ条項

（平成25年12月18日改正）

## （この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が傷害または疾病の治療を目的とする入院をした場合に、入院一時給付金を支払うことを主な内容とするものです。

**第１条（入院一時給付金の支払）**

１．この特約において支払う入院一時給付金はつぎのとおりです。

| | 入院一時給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。） | 支払額 | 受取人 | 支払事由に該当しても入院一時給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。） |
|---|---|---|---|---|
| 入院一時給付金 | 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき<br>(1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害の治療を目的として新総合医療特約Ｄ条項（H22）の規定により災害入院給付金が支払われる入院をしたとき<br>(2) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として新総合医療特約Ｄ条項（H22）の規定により疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき | １回の入院につき、左記の支払事由に該当した日における入院一時給付金額 | 被保険者 | つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき<br>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>(2) 被保険者の犯罪行為<br>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故<br>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>(7) 被保険者の薬物依存<br>(8) 地震、噴火または津波<br>(9) 戦争その他の変乱 |

２．この特約を５年ごと配当付終身医療保険に付加した場合、第１項の規定は適用せず、この特約において支払う入院一時給付金はつぎのとおりとします。

| | 支払事由 | 支払額 | 受取人 | 免責事由 |
|---|---|---|---|---|
| 入院一時給付金 | 被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき<br>(1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害の治療を目的として主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により災害入院給付金が支払われる入院をしたとき<br>(2) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として主約款の規定により疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき | １回の入院につき、左記の支払事由に該当した日における入院一時給付金額 | 被保険者 | つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき<br>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>(2) 被保険者の犯罪行為<br>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故<br>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>(7) 被保険者の薬物依存<br>(8) 地震、噴火または津波<br>(9) 戦争その他の変乱 |

**第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）**

１．保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合には、第１条（入院一時給付金の支払）の規定にかかわらず、入院一時給付金の受取人は保険契約者とします。

２．入院一時給付金の受取人を被保険者（第１項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。

３．入院一時給付金の支払回数の限度はつぎの各号のとおりとします。

(1) １回の入院についての入院一時給付金の支払は１回限りとします。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時給付金の支払は１回限りとします。

(ｲ) 入院を２回以上した場合で、新総合医療特約Ｄ条項（H22）の規定（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払に関する規定）により１回の入院とみなされるとき

(ﾛ) ２以上の不慮の事故（別表２）による傷害の治療を目的とする入院を開始した場合、または不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院中に異なる不慮の事故による傷害の治療を開始した場合で、新総合医療特約Ｄ条項（H22）の規定により入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなされるとき

(ｳ) 疾病の治療を目的とする入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、新総合医療特約Ｄ条項（Ｈ22）の規定（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款に定める疾病入院給付金の支払に関する規定）によりその入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

(2) 入院一時給付金の支払は、支払回数を通算して30回とします。

4．つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、第１条の規定を適用します。

(1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院

(2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院

(3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院

5．被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表２）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第１条の規定を適用します。

6．被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第13条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第１条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

7．被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、入院一時給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

**第３条（入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所）**

1．入院一時給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。

2．入院一時給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、入院一時給付金を請求してください。

3．入院一時給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

**第４条（特約の保険料払込の免除）**

1．主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2．第１項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

**第５条（特約の締結および責任開始期）**

1．この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。この場合、主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合を除き、新総合医療特約Ｄ（Ｈ22）とあわせて付加することを要します。

2．この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

3．第１項に定めるほか、保険契約者は、主契約の契約日後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

**第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第２号の規定は適用しません。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

(3) この特約の保険期間を終身としたとき

この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。

(ｱ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料払込期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一とします。

(ｲ) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約の保険料払込期間は終身または被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのいずれかとします。

**第７条（特約の保険料の払込）**

１．この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

２．主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

３．第１項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、入院一時給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、入院一時給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。

４．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

５．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

６．第５項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

７．第５項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

８．主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。

９．主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。

（1）この特約の消滅

（2）入院一時給付金額の減額

（3）この特約の保険料払込の免除

10．第９項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第１回保険料について準用します。

**第８条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

１．主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院一時給付金から未払込保険料を差し引きます。

２．入院一時給付金が第１項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、入院一時給付金を支払いません。

**第９条（特約の失効）**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

**第10条（特約の復活）**

１．主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２．当会社は、第１項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

**第11条（告知義務）**

当会社が、この特約の締結または復活の際、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

**第12条（告知義務違反による解除）**

１．保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

２．当会社は、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、入院一時給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに入院一時給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

３．第２項の規定にかかわらず、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が証明したときは、入院一時給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。

４．本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない

場合には、当会社は、被保険者または入院一時給付金の受取人に通知します。
5．本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

**第13条（特約を解除できない場合）**

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第12条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第４号または第５号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第４号および第５号の規定は適用しません。

(1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
(2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて１か月を経過したとき
(3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内に、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
(4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

**第14条（重大事由による解除）**

1．当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人がこの特約の入院一時給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の入院一時給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(4) 保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
　(ｱ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　(ｲ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　(ｳ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　(ｴ) 保険契約者または入院一時給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　(ｵ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から第４号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2．当会社は、入院一時給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院一時給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により入院一時給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
(2) 第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
3．本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または入院一時給付金の受取人に通知します。
4．本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

**第15条（特約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

**第16条（特約の返還金）**

1．この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2．この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第７条（特約の保険料の払込）第８項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。

3．この特約が第17条（特約の消滅とみなす場合）第１号の規定によって消滅した場合には、第２項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4．この特約が第17条第３号または第４号の規定によって消滅した場合には、この特約の責任準備金を入院一時給付金の受取人（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は保険契約者）に支払います。
5．第３項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金）を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
6．主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

**第17条（特約の消滅とみなす場合）**

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約または新総合医療特約Ｄ（Ｈ22）が解約その他の事由によって消滅したとき
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき
(3) 新総合医療特約Ｄ条項（Ｈ22）（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は主約款）の規定による災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,095日（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は1,000日）に達したとき
(4) 第１条（入院一時給付金の支払）および第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）の規定による入院一時給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

**第18条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）**

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。
(1) 解約の効力の発生
(2) 特約の存続
(3) 第１号により解約の効力が生じるまでまたは第２号により解約の効力が生じなくなるまでに、入院一時給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

**第19条（入院一時給付金額の減額）**

1．保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2．第１項の規定によって、入院一時給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

**第20条（特約の更新）**

1．この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2．第１項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第１項の更新を取り扱いません。
(1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
(2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
(3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
(4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
3．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
(3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
(4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
4．保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
5．更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険料の払込）第４項の規定を適用します。
6．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
7．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第７条第３項および第８条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
(1) 入院一時給付金の支払事由
(2) 主契約の保険料払込の免除事由
(3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由

8．第５項から第７項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第７項の規定を準用します。
(2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第１号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
9．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
(1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
(2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
(3) 第１条（入院一時給付金の支払）、第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）および第13条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
(4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
(5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

**第21条（特約の契約者配当金）**
1．この特約の付加日（この特約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
2．第１項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

**第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**
1．主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
(1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
(2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
2．主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
(1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
(2) 特約の保険期間を歳満期で定めたときまたは終身としたとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、この特約の保険期間が歳満期で定められている場合で、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
3．第１項または第２項の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

**第23条（管轄裁判所）**
この特約における入院一時給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**第24条（主約款の規定の準用）**
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**第25条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）**
1．つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
(1) 保険料の自動貸付
(2) 払済保険への変更
2．第１項第１号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。
3．この特約を５年ごと配当付終身医療保険に付加した場合で、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、第１項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

**第26条（新総合医療特約Ｄとあわせて主契約に付加した場合の特則）**

新総合医療特約Ｄとあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「新総合医療特約Ｄ（Ｈ22)」とあるのは「新総合医療特約Ｄ」と、「新総合医療特約Ｄ条項（Ｈ22)」とあるのは「新総合医療特約Ｄ条項」と読み替えます。

(2) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第３項第１号(ｲ)の規定は適用しません。

(3) 第16条（特約の返還金）第４項中「入院一時給付金の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(4) 第17条（特約の消滅とみなす場合）第１項第３号中「災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,095日（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は1,000日)」とあるのは「主契約の被保険者にかかわる災害入院給付金の支払われた日数および疾病入院給付金の支払われた日数がいずれも通算して1,000日」と読み替えます。

**第27条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第５条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(ｱ) この特約の第１回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(ｲ) 更新前にこの特約の第１回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。

(3) 第２号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ｱ) 第20条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ｲ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(ｳ) 入院一時給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(5) 第４号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

(6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

**第28条（５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第27条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第１号、第２号、第４号および第５号の規定を適用します。

**第29条（５年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付逓増定期保険、５年ごと配当付新種逓増定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険または５年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、第27条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第２号および第３号の規定を適用します。

**第30条（５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

(2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。

(3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

(4) 第２号または第３号の規定により、この特約の保険期間および保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

**第31条（５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）**

１．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

(a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｲ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

(a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(ｳ) 特約の保険期間が終身のとき

(a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。

(b) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(c) 前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(d) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、前(b)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(c)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(Ⅰ) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第１項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(2) 主契約の一部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金であるときは、第１号(ｱ)(a)および(b)の規定を適用します。

(ｲ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金であるときは、第１号(ｲ)(a)および(b)の規定を適用します。

(ｳ) 特約の保険期間が終身のとき

特約年金の種類が確定年金であるときは、第１号(ｳ)(a)から(d)までの規定を適用します。

(Ⅰ) 第２条第１項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(3) 主契約の全部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第１号(Ⅰ)の規定を適用します。

(4) 主契約の一部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第１項第２号(Ⅰ)の規定を適用します。

３．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（Ｈ13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部について５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第１項第１号(I)の規定を適用します。

(2) 主契約の一部について５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第１項第２号(I)の規定を適用します。

４．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(3) 主契約の全部について５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第１項第１号(I)の規定を適用します。

(4) 主契約の一部について５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第１項第２号(I)の規定を適用します。

５．つぎの各号の場合には、第16条（特約の返還金）第５項中「主約款の規定によって主契約の保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金）を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき

(ｱ) ５年ごと配当付年金支払移行特約条項

(ｲ) ５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項

(ｳ) ５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項

(ｴ) ５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項

(ｵ) ５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項

(ｶ) ５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項

(ｷ) ５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）

(ｸ) ５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）

(2) 主契約の一部について、第１号(ｱ)から(ｸ)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

**第32条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）**

１．５年ごと配当付終身保険または５年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｲ) 前(ｱ)にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第20条（特約の更新）第２項および第３項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第20条第１項から第３項まで、第９項および第10項の規定を適用します。

(2) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) この特約の保険料払込期間が終身のとき

この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｲ) この特約の保険料払込期間が被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までのとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(4) 第３号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(5) 第３号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

2．保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第１項第１号および第３号から第５号までの規定を適用します。

(2) この特約の保険期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｲ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。

(ｳ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(ｴ) 前(ｳ)により、この特約の保険期間が変更された場合、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｵ) 第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第１項第３号から第５号までの規定を適用します。

3．保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

4．第４条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

**第33条（５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第17条（特約の消滅とみなす場合）第１号中「主契約または新総合医療特約Ｄ（Ｈ22）が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約または新総合医療特約Ｄ（Ｈ22）が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。

(2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(3) 保険契約者は、第５条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(ｱ) この特約の第１回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(ｲ) 更新前にこの特約の第１回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(ｱ) この特約の保険期間を年満期で定めたとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(ｲ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき
この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。

(ｳ) この特約の保険期間を終身としたとき
この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。

(5) 第４号(ｲ)または(ｳ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約または保険期間を終身とするこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。

(ｱ) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

(6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
(ｱ) 第20条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
(ｲ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
(ｳ) 前(ｲ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期または終身のいずれかによって定めるものとします。
(ｴ) 入院一時給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
(ｱ) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
(ｲ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第20条第７項の規定を準用します。
(ｳ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(ｲ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 第６号または第７号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

**第34条（５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）**

１．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
(ｱ) この特約は、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第33条（５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第７号および第８号の規定を準用します。
(ｲ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第７号(ｱ)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。
(ｱ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第33条第４号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
(3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。
(ｱ) 特約年金の種類が確定年金のときは、この特約の保険期間は、第33条第４号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
(4) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第１項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。
(2) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
(3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。
(4) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第４号の規定を適用します。

３．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当

付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。

(2) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第４号の規定を適用します。

４．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。

(4) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第４号の規定を適用します。

５．第１項から第４項までの場合、第16条（特約の返還金）第５項中「主約款の規定によって主契約の保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金）を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

**第35条（５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第１項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(2) 第16条（特約の返還金）第５項中「主約款の規定によって主契約の保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金）を支払う場合」とあるのは、主契約の第１回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第１回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第32条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

(ｲ) 第４条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(b) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

**第36条（５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）**

１．５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(3) この特約の保険期間が終身のときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が保証期間付終身年金で、かつ、この特約の保険料払込期間が終身のときは、この特約の保険料

払込期間の満了日を被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日に変更します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(ｲ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳以上であるときは、この特約は解約されたものとします。

(ｳ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、特約年金支払開始日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第６条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。ただし、この満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(ｴ) 前(ｳ)により、この特約の保険期間が変更された場合、変更後のこの特約の保険期間は歳満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(ｵ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、前(ｳ)により、この特約の保険期間が変更された場合には、前(ｴ)の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間は変更後のこの特約の保険期間と同一とし、変更後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとします。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。

(4) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第32条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第32条第１項第１号および第３号から第５号までの規定を適用します。

(5) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第１項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は災害入院給付金および疾病入院給付金）の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(3) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第32条第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第32条第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

(4) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第５号の規定を適用します。

３．第１項および第２項の場合、第16条（特約の返還金）第５項中「主約款の規定によって主契約の保険金（主契約が５年ごと配当付終身医療保険の場合は死亡給付金）を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

**第37条（５年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則）**

この特約を５年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合には、第35条（５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）第１号および第２号の規定を適用します。

**第38条（特別条件を付けた場合の特則）**

１．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか１つまたは２つの方法によって取り扱います。

(1) 特別保険料領収法

(ｱ) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(ｲ) 第４条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

(2) 特定部位・指定疾病不担保法

(ｱ) 別表３に定める身体部位または指定疾病のうちこの特約を主契約に付加する際に当会社が指定した部位に生じた疾病の治療または当会社が指定した疾病の治療を目的とする入院については、当会社の定めた不担保期間中は第１条（入院一時給付金の支払）の規定を適用せず、入院一時給付金を支払いません。ただし、つぎの(a)または(b)の入院については、第１条の規定を適用します。

(a) 第２条（入院一時給付金の支払に関する補則）第４項第１号および第２号に規定する入院

(b) 所定の感染症（別表４）の治療を目的とする入院

(ｲ) 被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第１条の規定を適用します。

２．第１項第１号に定める特別保険料領収法が適用された場合には、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) この特約の更新

(2) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴う、主契約の保険期間、保険料払込期間または指定年齢の変更

(3) 主契約に５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する場合、この特約の保険期間の満了日前に年金支払期間が満了することとなる確定年金の選択

(4) 主契約の保険料払込期間が終身である５年ごと配当付終身保険または主契約の保険料払込期間が終身である５年ごと利差配当付終身保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱

(ｱ) 保険料の払込完了特則の適用

(ｲ) ５年ごと配当付年金支払移行特約、５年ごと配当付夫婦年金移行特約、５年ごと利差配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

(5) 主契約の保険料払込期間が終身である５年ごと配当付介護年金終身保障保険または主契約の保険料払込期間が終身である５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険の場合、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更を伴うつぎの取扱

(ｱ) 保険料の払込完了特則の適用

(ｲ) ５年ごと配当付年金支払移行特約、５年ごと配当付夫婦年金移行特約、５年ごと利差配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の付加

**第39条（契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合の特則）**

この特約を契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。

(2) 第７条（特約の保険料の払込）第８項の規定は適用しません。

(3) 第７条第９項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。

(4) 第16条（特約の返還金）第１項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

## 別表１　請求書類

| 項　　目 | 必　　要　　書　　類 |
|---|---|
| 入院一時給付金 | (1) 当会社所定の請求書<br>(2) 当会社所定の様式による医師の診断書<br>(3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書<br>(4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要）<br>(5) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(6) 最終の保険料払込を証する書類<br>(7) 保険証券 |
| （注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 | |

## 別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Ａの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Ａの定義をすべて満たす場合であっても、表Ｂに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

**表Ａ　急激・偶発・外来の定義**

| | |
|---|---|
| 急激 | 事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。） |
| 偶発 | 事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。 |
| 外来 | 事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。） |

**表Ｂ　不慮の事故に該当しないもの**

| | |
|---|---|
| １．軽微な外因 | 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因 |
| ２．疾病の診断、治療を目的としたもの | 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。） |
| ３．疾病による障害の状態にある者の窒息等 | 疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 |
| ４．気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの | つぎに掲げるもの<br>(1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの）<br>(2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの）<br>(3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの）<br>(4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動 |
| ５．過度の肉体行使、運動 | 過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動 |
| ６．化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等 | つぎに掲げるもの<br>(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用<br>(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触<br>(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取 |
| ７．処刑 | 司法当局の命令により執行されたすべての処刑 |

**備　考**

| 該当例 | 非該当例 |
|---|---|
| つぎのようなものは、表Ａの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。<br>・交通事故<br>・転落、転倒<br>・火災<br>・溺水<br>・窒息 | つぎのようなものは、表Ａの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。<br>・公害<br>・職業病の原因となったもの<br>・自殺および自傷行為<br>・感染症<br>・疾病の症状に起因する入浴中の溺水 |

## 別表３　特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする部位および指定疾病

| | 身　体　部　位・指　定　疾　病　の　名　称 |
|---|---|
| 2 | 耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起 |
| 3 | 鼻（副鼻腔を含みます。） |
| 5 | 甲状腺 |
| 6 | 胃および十二指腸 |
| 7 | 小腸 |
| 8 | 盲腸（虫様突起を含みます。） |
| 9 | 大腸および直腸 |
| 10 | 肛門 |
| 11 | 肝臓、胆嚢および胆管 |
| 12 | 膵臓 |
| 13 | 肺臓、胸膜、気管および気管支 |
| 14 | 腎臓および尿管 |
| 15 | 膀胱および尿道 |
| 16 | 睾丸および副睾丸 |
| 17 | 前立腺 |
| 20 | 乳房 |
| 21 | 頸椎部（当該神経を含みます。） |
| 22 | 胸椎部（当該神経を含みます。） |
| 23 | 腰椎部（当該神経を含みます。） |
| 24 | 仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。） |
| 25 | 左肩関節部 |
| 26 | 右肩関節部 |
| 27 | 左股関節部 |
| 28 | 右股関節部 |
| 29 | 左上肢（左肩関節部を除きます。） |
| 30 | 右上肢（右肩関節部を除きます。） |
| 31 | 左下肢（左股関節部を除きます。） |
| 32 | 右下肢（右股関節部を除きます。） |
| 33 | 子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。） |
| 34 | 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。） |
| 35 | 皮膚（頭皮を含みます。） |
| 36 | 食道 |
| 37 | 咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。） |
| 38 | 鎖骨 |
| 39 | 異常妊娠および異常分娩 |
| 51 | 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。） |
| 54 | 口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺および顎関節部（口腔には口唇、口蓋を含みます。） |
| 68 | 子宮、卵巣、卵管および子宮付属器 |

## 別表４　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

| 分　類　項　目 | 基本分類コード |
|---|---|
| コレラ | Ａ00 |
| 腸チフス | Ａ01.０ |
| パラチフスＡ | Ａ01.１ |
| 細菌性赤痢 | Ａ03 |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | Ａ04.３ |
| ペスト | Ａ20 |
| ジフテリア | Ａ36 |
| 急性灰白髄炎＜ポリオ＞ | Ａ80 |
| ラッサ熱 | Ａ96.２ |
| クリミヤ・コンゴ出血熱 | Ａ98.０ |
| マールブルグウイルス病 | Ａ98.３ |
| エボラウイルス病 | Ａ98.４ |
| 痘瘡 | Ｂ03 |
| 重症急性呼吸器症候群［SARS］<br>（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。） | Ｕ04 |

## 備　　考

**１．責任開始期以後の疾病**

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

(1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合

(2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合

(3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

**２．治療を目的とした入院**

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

**３．薬物依存**

「薬物依存」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.２、Ｆ12.２、Ｆ13.２、Ｆ14.２、Ｆ15.２、Ｆ16.２、Ｆ18.２、Ｆ19.２に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

**４．異常妊娠および異常分娩**

(1)「異常妊娠および異常分娩」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のものをいいます。

| 分　類　項　目 | 基本分類コード |
|---|---|
| 流産に終わった妊娠 | Ｏ00～Ｏ08 |
| 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害 | Ｏ10～Ｏ16 |
| 主として妊娠に関連するその他の母体障害 | Ｏ20～Ｏ29 |
| 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 | Ｏ30～Ｏ48 |
| 分娩の合併症 | Ｏ60～Ｏ75 |
| 分娩（単胎自然分娩（Ｏ80）は除く） | Ｏ81～Ｏ84 |
| 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 | Ｏ85～Ｏ92 |
| その他の産科的病態、他に分類されないもの | Ｏ94～Ｏ99 |

(2)「異常分娩」とは、前(1)の表中、「流産に終わった妊娠（Ｏ00～Ｏ08）」を除いたもので、かつ、分娩に関するものをいいます。